第2次小郡市男女共同参画計画 令和5年度 重点施策

1 誰もが安心して暮らせる生活の実現

【該当施策:基本目標2 主要課題2 女性に対する暴力の排除と被害者の保護】

令和5年の改正配偶者暴力防止法の施行に基づいて、以下の施策を重点施策に位置付けます。

- ◎ DV被害者に対する適切な支援の継続
 - ・DV被害により身体的・精神的に疲弊している被害者へきめ細やかな対応を行うため、庁内関係職員の研修を行う
 - ・DV被害者対応マニュアルを適宜見直し、支援の充実を図る
 - ・DV被害者等支援庁内連絡会で、法令や制度を含めたDV関連の情報を関係各課で共有し、被害者への適切な情報提供を図る
- DVに関する多様な相談先の周知
 - ・市の委託事業として実施している女性向け相談電話・おごおり女性ホットラインのより効果的な周知方法を検討する
 - ・内閣府が実施するDV相談プラスなど、どの時間帯であっても相談に対応できる窓口の情報を提供する
 - ・福岡県が設置する男性DV被害者の相談電話を周知することで、潜在化しやすい男性DV 被害者の支援体制向上を図る

2 多様な家庭に対する支援の充実

【該当施策:基本目標3 主要課題2 ともに支え合う子育て・介護の実現】

令和 5 年 4 月 1 日に設立したこども・家庭支援センターを中心として、子育て支援のさらなる充実を 重点施策に位置付けます。

- ◎ 固定的役割分担意識によらない子育て支援に関する取組の実施
 - ・子育て支援センターやつどいのひろば「ぽかぽか」等の施設において法令や制度の説明を 含めた情報提供を行う
 - ・家事や育児の負担が特定の人に偏ることなく、性別に関わらず誰もが家事や育児の担い手 となれるように男女共同参画の視点を持ちながら啓発・情報提供を行う。
- ひとり親家庭への継続的な支援
 - ・ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、ひとり親家庭等医療費助成や児童扶養手当、 その他の制度・給付金について制度の周知を行う
 - ・母子・父子自立支援員がひとり親のさまざまな悩みにきめ細かく対応し、関係機関と連携 しながら総合的な支援を継続する